

心配ごと・困りごと、
行政・人権相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。家庭での心配ごと、地域でのめめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

- ・10月17日(火)
午前10時～正午、午後1時～3時
総合保健センター(拳ノ川)
 - ・10月20日(金) 午前10時～正午
馬荷老人憩の家
 - ・10月20日(金) 午後1時～3時
保健福祉センター(本庁前)
 - ・11月10日(金) 午前10時～正午
鞭集会所
 - ・11月10日(金) 午後1時～3時
保健福祉センター(本庁前)
- ※11月10日午後の相談所には、行政書士もいます。
- お問い合わせ
本庁住民課 人権啓発係
☎ 43-2800 (予約不要)

10月16日(月)～22日(日)は、
行政相談週間です

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用していただけるよう毎年10月に「行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。

黒潮町で、上記の相談所などで総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が相談をお受けします。

また、10月24日(火)午前10時30分～午後3時には、アピアさつき(四万十市右山五月町8-13)にて、1日合同行政相談所が開設されます。

国の仕事やサービスで困っていること、分からないことがあります。分らないことがありましたら、お気軽にご利用ください。例えば、このようなお困りごとはありませんか。

- ・医療保険や年金のことを聞きたい
- ・道路標識がわかりづらい
- ・車イスなどで公共施設が利用しづらい

○お問い合わせ
高知行政監視行政相談センター
☎ 088-824-4100

通院して人工透析を受けている
方に通院費を助成します

人工透析療法を受けている方に、通院費の一部を助成します。

◆対象者

対象期間中、人工透析療法のため月8日以上通院した方
※生活保護受給者、入院のみの方、医療機関による無料送迎(バスなど)を利用している方は対象外。

◆対象期間

平成29年4月1日(土)～9月30日(土)

◆支給金額

1カ月 5000円以内

◆支給方法

10月以降、対象期間の6カ月分を支給します。

◆申請方法

「通院証明書」に医療機関の証明をもらい、「交付申請書兼請求書」と一緒に提出してください。申請書類は、本庁・佐賀支所の福祉担当係にあります。

※医療機関の証明に係る費用は自己負担となります。

○お問い合わせ
本庁健康福祉課 福祉係
☎ 43-2116

◆提出期限 10月31日(火)

○お問い合わせ

平成29年度「はたのあつたか
ふれあいセンター合同作品展」

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集える場所として、幡多管内には12カ所のあつたかふれあいセンターがあります。それぞれのあつたかふれあいセンターを利用していらっしゃる方々の作品を一堂に展示します。ぜひご来場ください。

◆開催日時

12月11日(月)～12月15日(金)
午前9時～午後5時
(11日(月)は午後1時開始、15日(金)は正午終了)

◆会場

四万十市立中央公民館
1階展示ホール
四万十市右山五月町8-22

◆展示品

編み物・クラフト・パッチワーク・俳句・ちぎり絵など

◆主催

はたのあつたかふれあいセンター合同作品展実行委員会

◆入場無料

※入場無料

◆お問い合わせ

幡多福祉保健所 地域支援室
四万十市中村山手通19
☎ 35-5973

幡多福祉保健所 地域支援室
四万十市中村山手通19
☎ 35-5973

幡多福祉保健所 地域支援室
四万十市中村山手通19
☎ 35-5973